

**容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する
法律に基づく市町村分別収集計画（第9期）**

令和元年5月

総社市

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産，大量消費，大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し，循環型社会を形成していく必要がある。そのためには，社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し，履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか，容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し，最終処分量の削減を図る目的で，市民・事業者・行政それぞれの役割を明確し，具体的な推進方策を明らかにするとともに，関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により，容器包装廃棄物の減量化や温室効果ガスの削減，資源の有効利用が図られ，循環型社会の形成に寄与していくものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制，リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- ・全ての関係者が一体となって取り組む環境負荷の低減。
- ・中間処理は，総社広域環境施設組合で行なう。
- ・総社広域環境施設組合を構成する総社市，倉敷市が協力し，ごみの減量に努めるとともにリサイクルを促進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし，3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は，容器包装廃棄物のうち，スチール製容器，アルミ製容器，ガラス製容器（無色，茶色，その他），飲料用紙製容器，段ボール，ペットボトル，プラスチック製容器包装（白色トレイ）を対象とする。

また，その他の紙製及びプラスチック製容器包装については，今後の計画見直し時点で廃棄物の排出状況を考慮し，取扱いを検討する。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	3,738 t	3,738t	3,738 t	3,738 t	3,738 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

- ・環境教育，啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育，リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し，市民，事業者に対して，ごみ排出量の増大，ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し，認識を深めてもらう。さらに，ごみの排出抑制，分別排出，再生利用の意義及び効果，ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・買い物袋の持参の徹底

買い物袋の持参の徹底等の啓発，指導を行い，スーパーマーケット等の小売店へ買い物袋の持参を要望する。

- ・リターナブル容器，再生資源を原材料とした利用した製品の積極的な利用

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し，分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また，市民の協力度，総社市が有する収集機材，総社広域環境施設組合が有する処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し，分別収集をする容器包装廃棄物収集に係る分別の区分は，下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶						
主として ガラス製の容器 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">┌───┐</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───┤</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───┘</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌───┐	無色のガラス製容器	├───┤	茶色のガラス製容器	└───┘	その他のガラス製容器	空きびん
┌───┐	無色のガラス製容器						
├───┤	茶色のガラス製容器						
└───┘	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古紙（紙パック）						
主として段ボール製の容器	ダンボール						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
主としてスチール製の容器	70 t		70 t		70 t		70 t		70 t	
主としてアルミ製の容器	70 t		70 t		70 t		70 t		70 t	
無色のガラス製容器	(合計) 164 t		(合計) 164 t		(合計) 164 t		(合計) 164 t		(合計) 164 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 164 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 164 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 164 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 164 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 164 t
茶色のガラス製容器	(合計) 117 t		(合計) 117 t		(合計) 117 t		(合計) 117 t		(合計) 117 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 117 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 117 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 117 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 117 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 117 t
その他のガラス製容器	(合計) 47 t		(合計) 47 t		(合計) 47 t		(合計) 47 t		(合計) 47 t	
	(引渡) 47 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 47 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 47 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 47 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 47 t	(独自処理) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
主として段ボール製の容器	129 t		129 t		129 t		129 t		129 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 70 t		(合計) 70 t		(合計) 70 t		(合計) 70 t		(合計) 70 t	
	(引渡) 70 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 70 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 70 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 70 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 70 t	(独自処理) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t	
	(引渡) 4 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 4 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 4 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 4 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 4 t	(独自処理) 0 t
うち白色トレイ	(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t	
	(引渡) 4 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 4 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 4 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 4 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 4 t	(独自処理) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

※収集実績は、直近年度（平成30年度）を含めた過去5年間の収集実績最大値

※人口予測・・・総社市総合計画，総社市一般廃棄物処理基本計画（H22）から算出
令和7年度予測 69,000人

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
68,811人	68,880人 (対前年度比) 約100.10%	68,935人 (対前年度比) 約100.07%	68,970人 (対前年度比) 約100.05%	68,982人 (対前年度比) 約100.01%	68,996人 (対前年度比) 約100.02%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による行われている集団回収については、広く実施されていくよう引き続き支援していくこととする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶	市による定期回収及び直接搬入	総社広域環境施設組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	空きびん	市による定期回収及び直接搬入	総社広域環境施設組合
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	古紙	市による定期回収及び直接搬入	総社広域環境施設組合
	段ボール			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収及び直接搬入	総社広域環境施設組合
	白色トレイ	白色トレイ	市による定期回収及び直接搬入	総社広域環境施設組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

缶類（スチール製容器，アルミ製容器）については，粗大ごみ処理施設で収集袋を開裁後，破砕・機械選別・圧縮・保管を行なう。

びん類（無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器。その他の色のガラス製容器）については，カレット選別貯留場で手選別・破砕・保管を行なう。

飲料用紙製容器，段ボールについては，ストックヤードで手選別・梱包・保管を行なう。

ペットボトルについては，ストックヤードで手選別・圧縮・梱包・保管を行なう。

白色トレイについては，ストックヤードで手選別・袋詰め・保管を行なう。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理 (総社広域環境施設組合)
スチール製容器	空き缶	袋	平ボディ車 又は パッカー車	破砕—機械選別—圧縮 —保管 (粗大ごみ処理施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製 容器	空きびん	プラスチック コンテナ	平ボディ車	手選別—破砕—保管 (カレット選別貯留場)
茶色のガラス製 容器				
その他の ガラス製容器				
飲料用紙製容器	古 紙	紐かけ 又は 袋	平ボディ車 又は パッカー車	手選別—梱包—保管 (ストックヤード)
段 ボ ー ル				
ペットボトル	ペットボトル	袋	同 上	手選別—圧縮・梱包— 保管 (ストックヤード)
白色トレイ	白色トレイ	袋	同 上	手選別—袋詰め—保管 (ストックヤード)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ① 市民や事業者の意見，要望を反映させ，容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため，総社広域環境施設組合を構成する市町の住民や事業者，行政が協力して，分別収集推進体制を整備する。
- ② 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため，奨励金の交付の支援を行う。